平成２８年（フ）第８６４号
東京都町田市本町田2577番地公社住宅ホ20―102
債務者　小沢　孝男
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８０号
栃木県佐野市若松町627番地７　コーポタヌマⅡ202
債務者　川上　和男
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第１８９２号
横浜市緑区鴨居３丁目10番２号　レスポワール鴨居401号
債務者　伊藤　優子（旧姓猪俣）
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０１９号
横浜市金沢区富岡西５丁目23番18号、住民票上の住所横浜市金沢区長浜２丁目７番32号　スカイピア能見台202
債務者　久保田瑞樹
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０２３号
横浜市南区南太田２丁目９番５号　Ｂ－１
債務者　長谷川　豪
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０３７号
横浜市青葉区松風台13番地５　ライムライト松風台３―403
債務者　曽山　範夫
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３４４号
横浜市旭区南本宿町122番地22
債務者　阿部　光久
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第２６４４号
神奈川県横須賀市馬堀海岸２丁目１－８
破産者　小山田　齊
1　決定年月日　平成28年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２６５号
東京都あきる野市平沢446―８
破産者　土屋　龍生
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１００９号
東京都江戸川区小松川３丁目２番１―204号
破産者　神田美装工業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４０７号
東京都板橋区泉町10―１―202、開始決定時の住所東京都北区赤羽西４丁目54―９
破産者　服部　公雄
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７２３号
神奈川県相模原市緑区町屋１丁目20―32
破産者　内田　利明
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９０８号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目３番１号
破産者　有限会社近藤美術
1　決定年月日　平成28年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８８号
千葉県柏市光ケ丘２丁目25番１号
破産者　遠藤　晃章
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１２８号
神奈川県三浦郡葉山町上山口3165―４
破産者　八木　昭明
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９１６号
熊本県熊本市東区御領２丁目19番13号
破産者　株式会社エヌユーエス九州
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９０５号
東京都世田谷区玉堤２丁目３―14―102
破産者　岡田　幸一
1　決定年月日　平成28年11月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２２４号
長野県塩尻市大字片丘7888番地１
破産者　降簱　三郎
1　決定年月日　平成28年11月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部